

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の供用開始

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十九年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

告 示

○宮城県告示第七百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

ページ

一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一六〇〇五九	事業所の名称及び所在地	おれんじ工房 富谷市富ヶ丘二丁目 二十番二号二〇二	指定障害福祉サービスの種類	1 指定障害福祉サービス 就労継続支援B型	設置者名	合同会社 おれんじの羽	指定年月日	平成二十九年 九月一日
-------	-----------	-------------	---------------------------------	---------------	--------------------------	------	-------------	-------	----------------

○宮城県告示第七百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町東川内三五四の一三四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字樋の口二二一・一四七・一四九の一から一四九の四まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

二2 保安林として指定された目的

公衆の保健

二3 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石森登米線	登米市中田町宝江新井田字新細谷七一番地先から同市中田町宝江新井田字元吸方江三三番一地先まで	平成二十九年八月二十二日

○宮城県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年八月二十二日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 加 藤 睦 男

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年七月十八日	庄 司 正 光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年七月十八日	佐藤 長 市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理事
平成二十九年七月十八日	早坂 二 郎	仙台市青葉区上愛子字原四番地	理事
平成二十九年七月十八日	小林 茂 夫	仙台市青葉区芋沢字青野木三百四十二番地	理事
平成二十九年七月十八日	菅澤 信 弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十九年七月十八日	佐藤 一 榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十九年七月十八日	庄子 守 松	仙台市青葉区上愛子字倉内八十五番地	理事
平成二十九年七月十八日	廣谷 一 郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事
平成二十九年七月十八日	早坂 幸 一	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田十八の一番地	監事

○宮城県告示第七百三十五号

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年七月十七日	庄 司 正 光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事
平成二十九年七月十七日	佐藤 長 市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理事
平成二十九年七月十七日	菅澤 信 弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十九年七月十七日	佐藤 一 榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十九年七月十七日	庄子 守 松	仙台市青葉区上愛子字倉内八十五番地	理事
平成二十九年七月十七日	峯 岸 義 信	仙台市青葉区芋沢字青野木三百五十一番地	理事
平成二十九年七月十七日	高橋 輝 雄	仙台市青葉区上愛子字大針二番地	理事
平成二十九年七月十七日	廣谷 一 郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事
平成二十九年七月十七日	早坂 幸 一	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田十八の一番地	監事

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年八月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶 太

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年八月八日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
平成二十九年八月八日	鳥陰 輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
平成二十九年八月八日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十九年八月八日	新田 一久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事
平成二十九年八月八日	須藤 國実	登米市登米町小島西針田七十五番地	理事
平成二十九年八月八日	佐藤 善見	登米市米山町字桜岡畑崎七番地五	理事
平成二十九年八月八日	浅井 啓基	登米市米山町字蔵川五十番地	理事
平成二十九年八月八日	高橋 金也	登米市登米町寺池洪江四十六番地	理事
平成二十九年八月八日	及川 孝男	登米市米山町字桜岡下古土手九十九番地	理事
平成二十九年八月八日	渡辺 幸之	登米市登米町寺池鉄砲町七十三番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年八月七日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
平成二十九年八月七日	鳥陰 輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
平成二十九年八月七日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事

平成二十九年八月七日	岡崎 正喜	登米市米山町字槽場十番地一	理事
平成二十九年八月七日	高橋 壽美	登米市登米町日野渡雑田原七十番地	理事
平成二十九年八月七日	新田 一久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事
平成二十九年八月七日	大槻 克郎	登米市登米町寺池鉄砲町八十三番地	理事
平成二十九年八月七日	須藤 國実	登米市登米町小島西針田七十五番地	理事
平成二十九年八月七日	佐藤 善見	登米市米山町字桜岡畑崎七番地五	理事

○宮城県告示第七百三十六号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年八月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年八月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 彰

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千六百九十九トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 四十九キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成三十年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ平成二十九年九月七日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

2 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

3 紙入札による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県北部土木事務所経理班（担当 叶 由紀 電話〇二二九一九一〇七六七）

4 入札説明書の交付期限

平成二十九年九月八日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年九月七日(木)午後五時まで2あて申し出ること。

5 一般競争入札参加資格審査

(一) システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十九年九月二十二日(金)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十二日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) 平成二十九年十月十一日(水)午前九時から平成二十九年十月十二日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに3に示す場所に提出しなければならない。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出しなければならない。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

7 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十九年十月十三日(金)とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとにとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所

四 入札に参加することができない者

1 一の1から8までに定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2018.

3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 12, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yuki Kanou, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaka, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

秋山善治郎後援会 西城 清 秋山 晴信 気仙沼市赤岩四十二八〇一〇二八 平成二十九年六月三十日

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党たばこ販売支部 菅原 俊朗 代表者の氏名 菅原 俊朗 渡辺 初男 平成二十九年六月二十八日

自由民主党宮城県港湾支部 中村 俊智 会計責任者の氏名 芝原 英彰 大串 順紀 平成二十九年四月一日

自由民主党宮城県宅建政治連盟支部 本間 裕治 政治団体の名称 自由民主党宮城県宅建政治連盟支部 平成二十九年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

民進党宮城県第1区 安住 淳 代表者の氏名 安住 淳 郡 和子 平成二十九年七月九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

熊谷盛廣後援会 熊谷 盛廣 主たる事務所の所在地 登米市津山町横山字上の山三八一四 登米市迫町佐沼 平成二十九年七月一日

税理士による桜井充を支援する会 上杉 廣美 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区錦町一〇一〇一四八 仙台市青葉区上 平成二十九年四月十七日

仙台市獣医師政治連 小野 裕之 主たる事務 仙台市宮城野区 仙台市宮城野区 平成二十九年

盟 所の所在地 扇町六一三ー三 栄二ー二三ー三 七月二十四日

代表者の氏名 小野 裕之 大草 潔

高橋かつお後援会 阿部 学 主たる事務所の所在地 栗原市栗駒稲屋敷金田一〇一〇二 栗原市栗駒稲屋敷清水田六一二 平成二十九年七月二十三日

田中まなぶ後援会 伊藤 峰男 代表者の氏名 伊藤 峰男 石川 良之 平成二十九年七月六日

手代木せつこ後援会 平岡 武一 代表者の氏名 平岡 武一 手代木せつ子 平成二十九年六月十九日

宮城県獣医師連盟 末永 朗 政治団体の名称 宮城県獣医師連盟 宮城県獣医師政治連盟 平成二十九年六月三十日

宮城県税理士政治連 福田 治 代表者の氏名 福田 治 青木 正 平成二十九年七月二十日

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

菅野哲雄後援会 菅野 哲雄 平成二十八年十二月三十日

登米市新庁舎建設に反対する市民の会 菊地 完二 平成二十九年六月三十日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十二日

菅野哲雄後援会 菅野 哲雄 平成二十八年十二月三十日

登米市新庁舎建設に反対する市民の会 菊地 完二 平成二十九年六月三十日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)

菅野哲雄後援会

報告年月日 29. 3. 30 (28. 12. 30解散)

1 収入総額 720,613

前年繰越額 720,596

本年収入額 17

2 支出総額 720,613

3 本年収入の内訳

その他の収入 17

一件十万円未満のもの 17

4 支出の内訳

経常経費 589,763

光熱水費 536,243

事務所費 53,520

政治活動費 130,850

組織活動費 130,850

佐藤茂光後援会

報告年月日 29. 1. 24 (29. 5. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選挙告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)

登米市新庁舎建設に反対する市民の会

報告年月日 29. 7. 11 (29. 6. 30解散)

1 収入総額 880,000

本年収入額 880,000

2 支出総額 879,030

3 本年収入の内訳

個人の党費・会費 (20人) 40,000

寄附 840,000

個人分 840,000

4 支出の内訳

政治活動費 879,030

組織活動費 879,030

5 寄附の内訳

(個人分)

佐藤 進 500,000 登米市

小竹 秀悦 198,000 登米市

年間五万円以下のもの 142,000

○宮選挙告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十九年八月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

熊谷 盛廣 熊谷盛廣後援会 公職の種類 登米市長 宮城県議会議員 平成二十九年四月二十九日

主たる事務 登米市津山町横山 登米市迫町佐沼字 平成二十九年七月一日
住所 字上の山三八一四 中江一〇一四